

2019年度中学校における消費者教育研修会開催要項（上北地区）

- 1 趣 旨 消費者教育を総合的かつ一元的に推進するため、消費者教育の推進に関する法律が平成24年12月に施行され、平成29年3月31日公示の学習指導要領において消費者教育に係る内容が充実された。2022年4月からの成年年齢引下げ等も踏まえ、消費者教育の進行役としての役割が期待される学校の教職員等の指導力向上を図るため、消費者教育研修会を開催する。
- 2 日 時 2019年8月6日（火）13:20～16:20
- 3 会 場 六戸町就業改善センター
〒039-2371 六戸町大字犬落瀬字前谷地 61
電話番号：0176-55-5511 FAX 番号:0176-55-5514
- 4 主 催 青森県、青森県教育委員会、特定非営利活動法人青森県消費者協会
- 5 共 催 青森県金融広報委員会
- 6 後 援 青森県中学校長会 青森県中学校教育研究会
- 7 対象者 上北教育事務所管内中学校社会科及び家庭科担当教員等（各校1名以上）
※3名以上参加希望の場合は、下記担当まで事前に連絡願います。
- 8 旅 費 参加者には県の規定に基づき交通費等を支給する。（印鑑をご持参ください）
- 9 申 込
(1) 申込方法 参加申込書に必要事項を記載の上、ファックス、郵送、メールのいずれかで送付
(2) 申込期限 2019年6月7日（金）
(3) 申込先 FAX：017-722-3414 E-mail：akemi-masuda@aca.or.jp
郵送：〒030-0822 青森市中央3-20-30
特定非営利活動法人青森県消費者協会 教育啓発課

10 内 容

13:00	13:20	13:30	14:50	15:00	16:00	16:20
受付	開講	講 義 中学校における消費者教育推進について (先進的内容を含む) 西村 隆男 氏 (横浜国立大学名誉教授)	休憩	ワークショップ 消費者教育を推進 するために	全体会	まとめ

11 その他

- (1) 研修会当日、担当する教科の教科書及び年間指導計画を持参ください。（消費者教育に関連する部分）
- (2) 申し込みの様式は青森県消費生活センターホームページからダウンロードできます。

〒030-0822
青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5F
(青森県消費生活センター業務受託者)
特定非営利活動法人 青森県消費者協会
TEL：017-722-3348 FAX：017-722-3414
担当：教育啓発課長 増田あけみ
akemi-masuda@aca.or.jp

上北地区

(このまま御送信ください。)

FAX 017-722-3414 E-mail: akemi-masuda@aca.or.jp

2019年度中学校における消費者教育研修会 参加申込書

学 校 名 (所 属 名)		
学 校 所 在 地 (所属)	〒	
職・氏 名 (担当教科)	(フリガナ)	担当教科
	職 氏名	
使用する交通手段について、 いずれかに○ ①私用車() ②私用車同乗() ②公共交通機関()	出発地 いずれかに○(学校・自宅) ※公共交通機関の場合は最寄りのバス停をお書きください。 〔 〕	帰着地 いずれかに○(学校・自宅) ※公共交通機関の場合は最寄りのバス停をお書きください。 〔 〕
	(出発地・帰着地が自宅の場合は住所をお書きください)	
職・氏 名 (担当教科)	(フリガナ)	担当教科
	職 氏名	
使用する交通手段について、 いずれかに○ ①私用車() ②私用車同乗() ②公共交通機関()	出発地 いずれかに○(学校・自宅) ※公共交通機関の場合は最寄りのバス停をお書きください。 〔 〕	帰着地 いずれかに○(学校・自宅) ※公共交通機関の場合は最寄りのバス停をお書きください。 〔 〕
	(出発地・帰着地が自宅の場合は住所をお書きください)	

※ 御記入いただいた個人情報については、本研修会の運営に係る事務のみに使用いたします

※ 3名以上参加希望の場合は、申込用紙をコピーしてください。